

。。。悩むより まず相談を。。。



民生委員は一定の地域を担当し、住民の生活状況の把握、要保護者の保護指導、福祉施設との連絡及び協力などの業務があり、児童委員も兼ねています。主任児童委員は、児童福祉に関することを専門に担当する委員の方です。悩みごとなどがあれば、お気軽に各行政区担当委員へご相談ください。

なお、民生委員は定数に満たないため、現在も募集しています。これからの人生、地域の役に立ちたいと考えているあなたの応募をお待ちしています。詳細については、福祉部福祉課までお尋ねください。

お問い合わせ 福祉部福祉課 ☎945-5311

環境保全係からのお知らせです

●家電5品目(テレビ、エアコン、電気洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫)は町では回収できませんのでご注意ください。

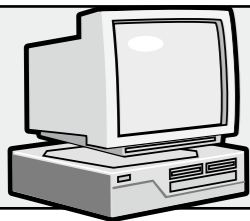
家電5品目(テレビ、エアコン、電気洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫)を処分する場合は、家電リサイクル法に基づき、購入した家電販売店に引き渡すか、環境保全係にお問い合わせください。



●パソコンは町では回収しませんのでご注意ください。

パソコンを処分する場合は、パソコンリサイクル法に基づき、購入した販売店、製造メーカーまたは下記にお問い合わせください。

●一般社団法人3R推進協会 ☎03-5282-7685



※廃棄物を処分する場合は、許可を得た業者に処分させてください。

●浄化槽設置整備事業のご案内について

西原町では、下水道整備が7年以内に見込まれない地域にお住みで、単独処理浄化槽や汲み取り便所を利用して合併処理浄化槽を設置しようとする世帯に対し、補助を行っています。ご利用を検討されている方は、環境保全係までお問い合わせください。

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018

西原町指定給水装置工事事業者 水まわりの非常事態には

(有)ゆいまーる水道

年中無休 見積無料 ☎0120-049-939



心豊かにいきいきとすべての町民が支えあう、活力に満ちた西原町の男女共同参画社会の実現を目指すために

《特集》西原町男女共同参画推進条例が制定されました!

西原町が目指す姿=7つの基本理念(第3条)

- (1)すべての人が性別にかかわらず個人の能力を発揮でき、人権が尊重されること
- (2)すべての人が互いの性を理解し合い、妊娠、出産などの健康と権利が尊重されること。
- (3)あらゆる分野の教育の場において、男女共同参画が実現されるよう配慮されること。
- (4)性別による固定的な役割分担意識が、活動の自由な選択に影響しないこと。
- (5)すべての人が社会の対等な構成員として、決定に参画する機会が確保されること。
- (6)家族を構成するすべての人が子育て、介護などの活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動と両立できるよう配慮されること。
- (7)男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと協調の下に行われること。

セクシャルマイノリティの方にも配慮して、「男女」ではなく、「すべての人」という表現にしています。

行政の責務に「財政的な措置」を明記しました。

行政(第5条)

- 男女共同参画の推進に関する施策を実施するよう努める。
- 国、県、町民等と相互に連携し、協力を図るよう努める。
- 施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

実現するため協働で行います(第4条)

- 各種団体(第9条)
- 方針の決定等においてすべての人が性別にかかわらず参画する機会を確保するよう努める。
 - 町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める。

それぞれの立場で、男女共同参画を目指します(第5~9条)

町民(第6条)
家庭、職場、学校において、男女共同参画の推進に努める。



事業者(第7条)
●すべての人が職場における活動に對等に参画する機会を確保する。
●職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境の整備に努める。

教育関係者(第8条)
教育の必要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現するために、教育を行うよう努める。



男女共同参画審議会(第12条)

町長は、男女共同参画行動計画その他男女共同参画に関し必要な事項を調査審議させるため、西原町男女共同参画審議会を置く。



苦情の申出(第18条)さまざま意見や相談を受け付けます。

- 町民等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策について苦情があるときは、書面により、町長に申し出ることができる。
- 町長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて審議会の意見を聴き、適切な措置を講じなければならない。



6月は男女共同参画月間(第19条)

男女共同参画の推進を図るため、毎年6月を男女共同参画月間とする。

活動への支援(第20条)

町は、町民等が男女共同参画の推進に関し行う活動を支援するための必要な措置を講じなければならない。

基本施策(第13~17条)

男女共同参画計画
●町長は、男女共同参画計画を策定しなければならない。
●男女共同参画計画を定めるに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。
●男女共同参画計画を策定したときは公表しなければならない。配慮しなければならない。

積極的改善措置
●町は、あらゆる施策において男女共同参画社会の推進に配慮する。
●審議会等の委員を委嘱又は任命するときは、積極的改善措置を講じ、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満にならないよう努める。

情報提供
町は、男女共同参画の推進について、町民等の理解を深めるため、あらゆる分野において、適切な情報の提供、広報、啓発活動を講じなければならない。

調査研究
町は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行わなければならない。

実施状況等の公表
町長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

各種委員の委員登用について「10分の4」という数値目標を入れました。

【男女共同参画に関するお問い合わせ】 総務部企画財政課 男女共同参画係 ☎945-5340